

行政の窓 小型廃棄物焼却炉の構造基準が変わりました

焼却炉面積2㎡以下の小型焼却炉については、廃棄物処理に係るダイオキシン問題への必要な措置として平成13年に、構造基準が強化されたところですが、この度、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく濃度基準の遵守に支障を生じない範囲で、基準が見直されました。見直しの概要は、以下のとおりとなっています。

〔改正前〕

- ① 燃焼ガス温度が摂氏800度以上で廃棄物を焼却
- ② 必要な量の空気の通風
- ③ 外気と遮断して定量ずつ廃棄物を投入（構造上やむを得ない焼却炉を除く）
- ④ 燃焼ガスの温度を測定する装置の設置
- ⑤ 燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置の設置

※見直し部分は赤字

〔改正後〕～乾燥した製材木くずのような廃棄物のみを焼却する場合に限り、改正事項を適用

- ① 燃焼ガス温度が摂氏800度以上で廃棄物を焼却
- ② 必要な量の空気の通風
- ③ 燃焼中に廃棄物を投入する場合には、外気と遮断して定量ずつ廃棄物を投入（廃棄物を1回の投入で燃やし切る方式の炉（バッチ式（扉開閉式）等）は使用可能）
- ④ 燃焼ガスの温度を測定する装置の設置
ただし、安定した燃焼状態が維持できる場合は、温度計が常時設置されていなくとも、燃焼ガスが定期的に測定可能な構造であれば使用可能
- ⑤ 燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置の設置
ただし、助燃バーナーに限らず、着火バーナーが燃焼ガス温度を保つ役割を有しているなど、燃焼ガス温度を適正に維持できる構造であれば使用可能

見直しの詳細については、環境省のホームページにある「報道発表資料」（2004年10月27日）

（<http://www.env.go.jp/press/press.php3?serial=5389>）をご参照下さい。

なお、北海道では、木くずを燃料として利用し、施設がボイラーの構造をしているもの（水冷用の水管をまわしただけではなく、熱交換を目的とした伝熱面があるもの）であれば、廃棄物処理施設の許可を要しないとの指導をしています。（水産林務部 木材振興課 林産振興グループ）

お知らせ

■□■ 「第58回全国植樹祭」の大会テーマ 募集中！ ■□■

全国植樹祭は、豊かな国土の基盤である森林・緑に対する国民的理解を深めるため、(社)国土緑化推進機構と都道府県との共催で行われる行事で、記念式典では天皇皇后両陛下によるお手植えなどが行われます。

今年は宮崎県、来年(第56回)は茨城県、その翌年(第57回)は岐阜県で開催されることとなっていますが、続く第58回(平成19年)の全国植樹祭については、北海道(苫小牧東部地域(静川地区))で開催することを正式に決定しました。

については、北海道で開催される全国植樹祭の大会テーマを募集しています。あなたの森林づくりに寄せる気持ちをテーマに込めてお送り下さい。ご応募をお待ちしております！

- ◆ テーマの内容：簡潔でわかりやすく、北海道にふさわしい表現・メッセージ性の高いもの
- ◆ 応募規格：(1)大会テーマは、字数の制限はありません。
(2)応募作品の趣旨説明を記載してください(字数は50字程度まで、簡潔に)。
- ◆ 応募方法：葉書・封書、FAX、メール、インターネットで応募できます。
申込書の様式等については、HPをご覧ください。直接お問い合わせ下さい。
- ◆ 賞と賞品：○最優秀賞 1点 賞状及び副賞(1万円相当)
○優秀賞 5点 賞状及び副賞(5千円相当)
- ◆ 応募締切：平成17年1月25日(※当日消印有効)

※詳しくは…北海道水産林務部全国植樹祭準備室まで Tel：011-231-4111(内線28-844)

ホームページ → <http://www.pref.hokkaido.jp/srinmu/syokujusai/index.htm>

